

第78回 定時株主総会招集ご通知



日時

2021年6月24日（木曜日）午前10時



場所

神戸市中央区下山手通四丁目16番3号

兵庫県民会館 10階

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件

第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取
締役を除く。）に対する譲渡制限付株
式の付与のための報酬決定の件



目次

第78回 定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	9
連結計算書類	21
計算書類	24
監査報告	27

株主の皆様へ

神戸市中央区港島三丁目6番地1

兵機海運株式会社

代表取締役社長 大東 洋治

第78回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時

2. 場 所 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号

兵庫県民会館 10階

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第78期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件

2. 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

・代理人が株主総会に出席される場合は、当社定款第17条の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

※株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hyoki.co.jp/>）に掲載させていただきます。

*** 法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次の事項につきましてインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hyoki.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。**

- ①事業報告の業務の適正を確保するための体制
- ②事業報告の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ③連結計算書類の連結注記表
- ④計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告又は連結計算書類及び計算書類の一部であります。

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスクを着用させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会にご出席される株主様は、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、グループの業績及び今後の事業展開を勘案した安定配当を基本方針としております。

当期は近年にない厳しい業績となり、景気の行方も楽観を許さない状況で推移するものと思われ
ますが、皆様のご支援にお応えすべく1株につき金50円のご提案とさせていただきます。

100年企業を目指し、役職員一丸となり社業の発展に取り組んでまいります。株主の皆様におか
れましては、ご理解をいただき、今後とも変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

<期末配当に関する事項>

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は58,582,500円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役を1名増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当株式の数
1	おおひがし ようじ 大 東 洋 治 (1946年4月24日生)	1970年4月 当社入社 1997年4月 神戸営業部長 2000年6月 取締役神戸第一支店長 2003年6月 常務取締役神戸第一支店長 2004年2月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 兵庫海運組合理事長	16,800株
2	ひらい きよたか 平 井 清 隆 (1944年9月16日生)	1964年4月 当社入社 1995年4月 水島支店長 1997年6月 取締役中国支店長 2005年4月 常務取締役中国支店長内航事業担当 2010年4月 常務取締役中国支店長営業副本部長 2010年10月 専務取締役営業本部長 2014年10月 安全統括担当（現任） 2016年6月 代表取締役専務営業本部長（現任）	13,900株
3	はしだ みつお 橋 田 光 夫 (1949年11月7日生)	1968年4月 三菱倉庫(株)入社 2006年7月 長門海運(株)出向 2009年6月 同社代表取締役就任 2010年3月 三菱倉庫(株)退職 2010年4月 長門海運(株)転籍 2015年1月 当社入社 外航部長 2015年6月 常務取締役外航部長 2016年4月 東京支店管掌 2019年4月 倉庫事業担当 2020年4月 営業副本部長 AEO総括管理責任者（現任） 2021年4月 常務取締役（現任）	1,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 株 式 の 数
4	た な か や す ひ ろ 田 中 康 博 (1954年5月17日生)	1979年 4 月 ㈱兵庫相互銀行（現㈱みなと銀行）入行 2005年 9 月 同行退行 2005年10月 当社入社 財務・管理部財務課長 2007年 4 月 財務部長（現任） 2009年 6 月 取締役財務部長 2012年 4 月 財務管理本部長（現任） 2018年 6 月 常務取締役（現任） 2020年 4 月 関連会社担当（現任）	2,300株
5	あ づ み た く や 安 積 拓 也 (1960年7月12日生)	1983年 4 月 当社入社 2008年 4 月 管理部長兼内部監査室長 2013年 6 月 取締役管理部長兼内部監査室長 2016年 4 月 取締役管理部長兼内部監査室管掌（現任）	4,693株
6	※新任候補者 お お ひ が し け い じ 大 東 慶 治 (1973年11月2日生)	2002年 4 月 当社入社 2020年 4 月 執行役員倉庫部長 2021年 4 月 執行役員倉庫部長 倉庫事業担当（現任）	1,100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。
- 当該保険契約により被保険者の取締役が、その職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求など、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としており、また、填補する額についても限度額を設けるなどの措置を講じております。
- なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の報酬等の額は2016年6月23日開催の第73回定時株主総会において、年額120百万円（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、対象取締役に、ステークホルダーと共に当社の企業価値の持続的かつ恒常的な向上を図り、企業規模に応じた社会的責務を全うするインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額24百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会の決議により決定することといたします。

なお、現在の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は5名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年7,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

なお、監査等委員会より、本議案にかかる報酬等について、その内容は相当であるとの意見表明を受けております。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会が別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案における報酬等の額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への本割当株式の付与の条件等の具体的な内容は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、その他の諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると判断しております。

また、当社は2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、非金銭報酬等に関する内容を含めた方針への見直しを予定しております。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決されることを条件として、当社の従業員に対しても、従業員向けの譲渡制限付株式交付制度を導入する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、期初より大変厳しい状況が想定され、コロナ・ショック対応に終始した1年となりました。海外に目を向ければいち早く回復したとされる中国経済をはじめ、米国の景気が年末に向けて持ち直したことが転換期となりました。これに円安基調が相まって、期末には輸出需要を中心に景況感が上向くように見られましたが、設備投資も大きく後退し、雇用や家計環境も未だ閉塞感が漂っており、景気の実勢はコロナ禍以前のピークには遠く及ばない状況で推移いたしました。

このような状況下におきまして、当社グループの活動は公共の福祉たる運送事業であることを認識し、輸送を止めないことを使命として、各事業所や船舶において社内指針を設け、適切な防疫体制を敷き、「堅実な兵機」との信頼を得るべく、事業展開を進めてまいりました。

海運事業では、先の旅客船での集団感染を教訓に、運航に支障をきたさない様、全ての乗組員の安全と感染防止に徹底した衛生管理を行ってまいりました。しかしながら、太宗貨物やプラント設備の出荷状況が総じて低調となり、事業の展開は厳しい結果となりました。

港運・倉庫事業では、生活がコロナ禍で変化したこともあり、物流需要にも大きな変化が見られました。折しも神戸地区の新倉庫を新たな営業の核として展開をした時期と重なり、両事業で時流のニーズを取り込むことができました。一方、米中の景気回復はコンテナ輸送の世界的な停滞を招き、輸出計画が見直しされるなど、港運事業では大変厳しいものとなりました。

これらの結果、当連結会計年度の実績は、次のとおりとなりました。

当期は取扱輸送量3,333千ト（前期比258千ト減 92.8%）と落ち込み、売上高も13,001百万円（前期比981百万円減 93.0%）と減収になりました。また、輸送ロットの縮小化などで収益性が落ち、経常利益は209百万円（前期比109百万円減 65.8%）と厳しい展開となりました。一方で、新倉庫の稼働により旧倉庫となった設備資産を売却し、親会社株主に帰属する当期純利益は324百万円（前期比162百万円増 200.2%）と大幅な増益になりました。

（事業の成果）

取 扱 輸 送 量	3,333千屯	前期比	258千屯 減	(92.8%)
売 上 高	13,001百万円	前期比	981百万円 減	(93.0%)
営 業 利 益	186百万円	前期比	85百万円 減	(68.4%)
経 常 利 益	209百万円	前期比	109百万円 減	(65.8%)
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	324百万円	前期比	162百万円 増	(200.2%)

■内航事業

内航事業の太宗貨物である鉄鋼は国際的な需給バランスの影響を受け、国内需要の回復も鈍いものとなり、総じて大変厳しい状況で推移しました。この対応として、係船措置等を講じる一方、運航効率化、安全運航を目指した船舶再編や新鋭社船の建造を行う等、将来に向けた船団の再構築を進めました。

結果としまして、売上高は5,611百万円（前期比821百万円減 87.2%）と減収になりました。運航経費の見直しや管理経費の節減を図りましたが、取扱高減少の影響が大きく、営業利益は115百万円（前期比55百万円減 67.4%）と減益になりました。

■外航事業

コロナ禍による世界経済の停滞を受け、ロシア航路の輸送需要は足取りが重い中で推移しました。一方で、コスト軽減を目的に、社船を売却しリース運航に変更する等の対応を行いました。また期中より海外船社と業務提携を進め、相互に営業や配船を補完する体制を構築し、新たな商圏獲得に取り組みました。

結果としまして、取扱量の減少や輸送ロットの縮小が影響し、売上高は1,195百万円（前期比501百万円減 70.5%）と減収になりました。社船コスト見直しや管理コスト節減に努めましたが、輸送量の減少が大きく響き、営業利益は15百万円（前期比22百万円減 40.7%）と減益になりました。

■港運事業

コロナ禍で消費経済や生活習慣が一変し、物資の需給関係に大きな変化が見られました。一般製品から素材物資まで輸入貨物の流通全般に大きな影を落とす一方、巣ごもり生活や食品小売業に通じる輸入品等では大きな伸びが見られました。輸出は円安基調で追い風に乗るものの秋口からのコンテナ不足と海上運賃高騰が物流停滞を招き、総じて厳しい展開で推移しました。

結果としまして、世界的な貿易縮小の影響を受け取扱量は落ちたものの、新規営業の効果が見られ、売上高は4,751百万円（前期比292百万円増 106.6%）と増収になりました。しかしながら、輸送原価の上昇や管理経費が増加し、営業損失は12百万円（前期営業利益45百万円）と利益貢献には至りませんでした。

■倉庫事業

新たな事業展開としてスタートした兵庫埠頭物流センターでは、消毒や衛生分野に通じる危険品や化成品を中心に取り扱い需要が高まり、業績拡大の原動力となりました。一方で、円安を追い風とする機械類等一般輸出貨物については、米中の景気急回復を背景に物流に急激な負荷が掛ったことから、コンテナ不足や海上運賃高騰を招き、景気回復に水を差すこととなりました。

結果としまして、新倉庫の本格稼働が寄与しコロナ禍のマイナス要因を払拭したことで、売上高は1,442百万円（前期比50百万円増 103.6%）と増収になり、営業利益も67百万円（前期比50百万円増 404.8%）と大幅な増益となりました。

■事業別実績

事業区分	取扱輸送量	売上高	営業利益
内航事業	1,471千屯	5,611百万円	115百万円
外航事業	318千屯	1,195百万円	15百万円
港運事業	1,228千屯	4,751百万円	△12百万円
倉庫事業	314千屯	1,442百万円	67百万円
合計	3,333千屯	13,001百万円	186百万円

(2) 対処すべき課題

次期の経営環境の見通しにつきましては、世界レベルではコロナ・ショックからの景気回復は予想を上回る早さが見られ、ワクチン接種が進む諸国は混乱期を終え回復期に入ったものと考えられます。しかしながら、本邦ではコロナ禍収束の目途が立っておらず、当分の間は経済の本格的な回復の道筋も見えない厳しい状況が続くものと想定されます。また、景気回復が出遅れることで円安へのベクトルが強まることや原油高騰への警戒など、輸入のコスト高を招くリスク要因が懸念され、経済の回復を鈍化させるなど、閉塞感が漂うことも想定されます。

そのような状況下、内航事業ではコロナ禍の収束とともに公共投資をはじめ各種の設備投資計画も緩やかな回復が想定され、鉄鋼輸送量の足取りを軽くするものと考えております。傭船船主の世代交代も進みつつあり、新造船でラインアップされるHKLシリーズ船団をもって、安全で安定した輸送体制の維持確保を第一に、事業継続と適正利益を残せるよう邁進してまいります。

外航事業では、将来に向けての急速な脱炭素への社会構造の変化を受け、主力貨物の一角である火力発電プラントの輸送は激減するものと想定されます。今後の方針として、時代に沿った環境配慮型産業に注目し、バイオマス発電の燃料輸送など、継続的かつ大量輸送に取り組んでまいります。

港運及びこれと両輪関係にある倉庫の両事業では、コロナ・ショックでも需要が活発であった食品や衛生（化成品）に着目し、営業展開を目指してまいります。温度管理や危険物管理に適した自営設備と豊富な経験を積んだスタッフ体制を強みに、荷主直結の営業展開を目指してまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、677百万円となりました。その主なものは、船舶632百万円、建物38百万円、車輛5百万円等であります。なお、これらに必要な資金は、借入金500百万円並びに自己資金で賄っております。

(4) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(5) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 75 期 2018年3月期	第 76 期 2019年3月期	第 77 期 2020年3月期	第 78 期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売 上 高	13,387	14,378	13,982	13,001
営 業 利 益	341	446	272	186
経 常 利 益	367	490	318	209
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	307	361	161	324
1株当たり当期純利益	262円19銭	309円72銭	138円65銭	277円56銭
総 資 産	9,834	9,899	11,236	11,628
純 資 産	2,293	2,567	2,535	3,081
1株当たり純資産額	1,963円31銭	2,198円06銭	2,171円30銭	2,638円37銭

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第76期連結会計年度の期首から適用しており、第75期連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名 (所 在 地)	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
K.S.LINES S.A. (パナマ共和国)	10,000米ドル	100.0%	外航船舶の所有

(注) K.S.MAYA LINES S.A.につきましては、2021年3月31日付で清算終了したため、重要な子会社から除外しております。

(7) 主要な事業内容

内航海運業、外航海運業、港湾運送業並びに港湾運送関連事業、倉庫業、通関業、
貨物利用運送業、輸出入貨物取扱業、国際複合輸送業

(8) 主要な営業所と従業員の状況

区 分	内航事業	外航事業	港運事業	倉庫事業	その他／管理
本社（＊1）	22				16
本社営業部（＊1）			32		
倉庫部（＊1）				47	
通関部（＊1）			11		
内航海運部（＊2）			5		
東京支店（東京都中央区）	32		21	5	20
大阪支店（大阪市住之江区）			3		
姫路支店（姫路市飾磨区）			3		
中国支店（岡山県倉敷市）		13			
外航部（＊3）					
合 計	54名	13名	75名	72名	16名
	230名 <4名増> 平均年齢44.2歳 平均勤続年数15.3年				

- (注) 1. ＊1印は神戸市中央区港島の神戸物流センター内に所在しております。なお、倉庫部は神戸物流センター内と兵庫埠頭物流センター（神戸市兵庫区）の各事業所に所在しております。また、通関部は本社内と大阪支店内の事業所に所在しております。
2. ＊2印の内航海運部は地区別の事業部からなり、本社・姫路・中国・東京の各事業所に所在しております。
3. ＊3印の外航部は、本社（運航・国際輸送）と東京支店（営業）の事業所に所在しております。
4. 従業員数は、就業人員であり、パート及び出向社員数は除いております。
5. 合計欄<>内は前連結会計年度末比較を表します。

(9) 主要な借入先

借 入 先	当連結会計年度末現在の借入額
株 式 会 社 み な と 銀 行	1,250百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	944
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	840
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	620

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

① 株式数と株主数（2021年3月31日現在）

発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
4,000,000株	1,224,000株 (自己株式52,350株を含む)	1,039名 (前期比69名減)

② 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
共栄火災海上保険株式会社	115,500株	9.85%
株式会社みなと銀行	58,000株	4.95%
ふたば会（取引先持株会）	51,115株	4.36%
株式会社三井住友銀行	40,200株	3.43%
篠川宏明	34,000株	2.90%
株式会社りそな銀行	30,000株	2.56%
兵機海運株式会社従業員持株会	29,046株	2.47%
永田光春	21,900株	1.86%
大東洋治	16,800株	1.43%
虹技株式会社	15,000株	1.28%

- (注) 1. 当社は、自己株式として52,350株を保有しておりますが、表記はしておりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大東 洋治	兵庫海運組合理事長
代表取締役専務	平井 清隆	営業本部長 安全統括担当
常務取締役	橋田 光夫	営業副本部長 AEO総括管理責任者 外航部長
常務取締役	田中 康博	財務管理本部長 財務部長 関連会社担当
取締役	安積 拓也	管理部長兼内部監査室管掌
取締役 (監査等委員・常勤)	松本 利晴	
社外取締役 (監査等委員)	五島 大亮	神戸市会議員 五島公認会計士事務所代表 公認会計士
社外取締役 (監査等委員)	濱田 在人	濱田在人税理士事務所代表 社会福祉法人坂田福祉会 監事

- (注) 1. 取締役(監査等委員)五島大亮氏及び取締役(監査等委員)濱田在人氏の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)五島大亮氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)濱田在人氏は、税理士の資格を有し、税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために松本利晴氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役(監査等委員)五島大亮氏及び取締役(監査等委員)濱田在人氏の両氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 事業年度中の役員の異動等

日 付	氏 名	(新)	(旧)
2020年 6月25日	大石 修	<任期満了による退任>	常務取締役
2020年 6月25日	佐藤 清	<任期満了による退任>	常務取締役 榎吉美 代表取締役
2020年 6月25日	加納 諄一	<任期満了による退任>	社外取締役 (監査等委員)

7. 事業年度末日後の役員の異動等

日 付	氏 名	(新)	(旧)
2021年 4月1日	橋田 光夫	常務取締役 営業副本部長 AEO総括管理責任者	常務取締役 営業副本部長 AEO総括管理責任者 外航部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(監査等委員・常勤)松本利晴氏並びに社外取締役(監査等委員)五島大亮氏及び社外取締役(監査等委員)濱田在人氏は、定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく責任の限度額は、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役(当事業年度中に在任していた者を含む。)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。
当該保険契約により被保険者の取締役が、その職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求など、約款により保険料が支払われない事由に該当する場合は免責事項としており、また、填補する額についても限度額を設けるなどの措置を講じております。
なお、本契約は1年毎に更新しており、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について諮問委員会にて検討し、監査等委員会による意見聴取を経ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、諮問委員会及び監査等委員会での判断が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同様）の報酬体系は、それぞれが担当する職務の適切な執行の対価としての基本報酬、及び企業価値の継続的な向上を目的とするインセンティブを効かした報酬の支給構成を基本方針としております。

具体的には、株主総会の決議によって総額の限度が定められた金銭での報酬体系においては、役位と職責に応じて定められる金銭固定型の基本報酬を設けるとともに、企業価値の継続的な向上を目的とするインセンティブを効かした報酬として、事業年度中の業績の達成度を算定の基とする、業績連動型の金銭報酬を賞与として位置付ける構成としております。

- b. 個人別の基本金銭報酬の算定方法の決定の方針（与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬については、月例の金銭固定報酬と位置付け、外部専門機関の調査等に基づく同規模の他社水準及び従業員給与との均衡を勘案した上で、その上限枠を設定しております。

個々の基本報酬の額及びその算定方法の決定については、諮問委員会において各取締役の役位等を踏まえ、取締役会が定める規定に基づいて事業年度期首に検討され、監査等委員会の意見聴取の場を経た上で、取締役会において審議されます。審議結果の執行は、取締役会での合意の下に代表取締役社長に授権されます。

- c. 個人別の業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬である賞与については、諮問委員会で当該事業年度の利益、直近3事業年度の実績平均、従業員賞与との均衡及びその他諸般の状況を考慮して事業年度期首に検討され、監査等委員会の意見聴取の場を経た上で、事業年度中の業績の達成度合い（評価指標）に応じて、取締役会での支給判断と総額が最終決定されます。

個々の報酬額については、概ね基本報酬の比率を基本とした配分計画のもと職務実績等を踏まえ、その配分は取締役会での合意の下に代表取締役社長に委任され、期末に支払われます。

なお、支給の評価指標としては、事業全般の業績評価を定量的に示す財務数値である連結経常利益を用いることとし、賞与総額の決定は連結経常利益の一定割合を上限として設定しております。

- d. 固定報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬である基本報酬と賞与としての業績連動報酬については、諮問委員会による立案諮問段階で適正性、監査等委員会による事前検討で公正性、取締役会による審議決議で総合的な妥当性がそれぞれの立場で検討されるプロセスを経ております。

取締役に支払われる各報酬等の割合の決定の方針については、これらプロセスにおいて、各報酬の支給目的と支給体系を状況に応じて適切に組み合わせることで、その効果を最大に引き出すものとしております。インセンティブを効かした報酬体系においては、その目標が達成されたと判断された場合、基本報酬に対するその割合を取締役会にて協議調整することを方針としております。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項（決定内容に委任に関する事項を含む。）

個人別の報酬額については取締役会の合意のもと、代表取締役社長に委任されます。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与としての業績連動報酬の評価配分です。

金銭報酬の総額並びに個人別の報酬額は、諮問と立案の機関（諮問委員会）、事前検討の機関（監査等委員会）、審議決議の機関（取締役会）と個別機関でそれぞれの立場から精査検討されたものについて、最終の執行権限者は、明確な事由を提示しない限りそのプロセス結果を尊重しなければならない方針としております。

- f. 監査等委員である取締役の報酬等の決定方針

監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、金銭（固定）報酬のみとしております。

監査等委員である取締役の個々の基本報酬の額については、監査等委員である取締役の協議によって決定され、同じく個々の賞与の額については、監査等委員である取締役への支給判断に準じて、監査等委員である取締役の協議によって決定されます。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち、社外取締役)	71 (-)	64 (-)	6 (-)	- -	7 (0)
取締役(監査等委員) (うち、社外取締役)	11 (5)	10 (4)	0 (0)	- -	4 (3)
合 計 (うち、社外取締役)	82 (5)	75 (4)	7 (0)	- -	11 (3)

- (注) 1. 上表には、2020年6月25日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名及び監査等委員1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結経常利益100百万円であり、その実績は209百万円です。当該指標を選択した理由は、事業全般の業績を定量的に確認し、評価できるからであります。当社の業績連動方式は、職位別の基本報酬に対して一定割合を上限に算定されております。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第73回定時株主総会において、年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、7名です。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第73回定時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名（うち、社外取締役は3名）です。
6. 役員退職慰労金制度廃止に伴う退任時打ち切り支給決議（2005年6月28日開催の第62回定時株主総会決議）に係る役員に対し、当事業年度末現在で取締役2名分11百万円が未支給となっております。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同様）の基本報酬の金額及び業績結果に応じた賞与の評価配分は、取締役会合意のもと、代表取締役社長大東洋治に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、担当する役位に応じた職責と職務実績等について評価を行うには、代表取締役社長が適任と判断したためであります。また、権限が適切に行使されるようにするため、委任された内容の決定にあたっては、事前の個別機関で精査検討されたプロセス結果を明確な事由を提示しない限り尊重しなければならない方針としております。なお、監査等委員である取締役の基本報酬の額は監査等委員である取締役の協議により決定しており、賞与金額については取締役への賞与支給に準じた内容にて監査等委員である取締役の協議により決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

- ・ 取締役（監査等委員）五島大亮氏は、五島公認会計士事務所代表を兼ねております。当社と同事務所との間に取引等の関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）濱田在人氏は、濱田在人税理士事務所代表及び社会福祉法人坂田福祉会監事を兼ねております。当社と同事務所との間に取引等の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 五島大亮	当事業年度中に開催された取締役会13回のうち10回に、また監査等委員会13回のうち10回に出席しました。 公認会計士・税理士としての専門的見識を備え、当社経営から独立した客観的な立場で、取締役の意思決定とその業務執行について、適正性の確認及び監督を行っております。 また、取締役会において、定量的な観点から経営計画や事業計画について助言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、当社の管理会計の方針等に必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 濱田在人	2020年6月25日就任以降、当事業年度中に開催された取締役会10回のうち10回に、また監査等委員会10回のうち10回に出席しました。 企業税務に精通する税理士としての専門的見識を備え、当社経営から独立した客観的な立場で、税務に関するアドバイスは勿論、企業向上の視点から採算計画の適正性の検討及び監督を行っております。 また、取締役会において、ガバナンスの健全性向上に関する助言を行っており、監査等委員会において、KAM（監査上の主要な検討事項）についての意見交換を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称及び報酬等の額

会計監査人の名称：あけぼの監査法人	
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

② 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、グループの業績及び今後の事業展開を勘案した安定配当を基本方針としております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額     | 科 目               | 金 額    |
|-------------------|---------|-------------------|--------|
| 資 産 の 部           |         | 負 債 の 部           |        |
| 流 動 資 産           | 3,753   | 流 動 負 債           | 4,366  |
| 現 金 及 び 預 金       | 1,999   | 支 払 手 形           | 175    |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 1,562   | 買 掛 金             | 939    |
| 短 期 貸 付 金         | 8       | 短 期 借 入 金         | 2,833  |
| 貯 蔵 品             | 33      | リ ー ス 債 務         | 32     |
| 前 払 費 用           | 60      | 未 払 法 人 税 等       | 32     |
| そ の 他             | 89      | 未 払 消 費 税 等       | 137    |
| 貸 倒 引 当 金         | △0      | 賞 与 引 当 金         | 3      |
| 固 定 資 産           | 7,874   | そ の 他             | 213    |
| (有形固定資産)          | (6,296) | 固 定 負 債           | 4,179  |
| 建 物 ・ 建 物 付 属 設 備 | 3,409   | 長 期 借 入 金         | 3,577  |
| 船 舶               | 895     | リ ー ス 債 務         | 47     |
| 土 地               | 1,526   | 繰 延 税 金 負 債       | 62     |
| リ ー ス 資 産         | 93      | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 453    |
| そ の 他             | 371     | 未 払 役 員 退 職 慰 労 金 | 11     |
| (無形固定資産)          | (37)    | 船 舶 修 繕 引 当 金     | 1      |
| 借 地 権             | 4       | デ リ バ テ ィ ブ 債 務   | 25     |
| リ ー ス 資 産         | 7       | 負 債 合 計           | 8,546  |
| そ の 他             | 25      | 純 資 産 の 部         |        |
| (投資その他の資産)        | (1,540) | 株 主 資 本           | 2,580  |
| 投 資 有 価 証 券       | 1,437   | 資 本 金             | 612    |
| 長 期 貸 付 金         | 26      | 資 本 剰 余 金         | 33     |
| 長 期 前 払 費 用       | 2       | 利 益 剰 余 金         | 2,053  |
| そ の 他             | 101     | 自 己 株 式           | △118   |
| 貸 倒 引 当 金         | △26     | その他の包括利益累計額       | 500    |
| 資 産 合 計           | 11,628  | その他有価証券評価差額金      | 518    |
|                   |         | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益     | △17    |
|                   |         | 純 資 産 合 計         | 3,081  |
|                   |         | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 11,628 |

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額 |        |
|-----------------------|-----|--------|
| 売上高                   |     | 13,001 |
| 売上原価                  |     | 11,048 |
| 売上総利益                 |     | 1,952  |
| 販売費及び一般管理費            |     | 1,766  |
| 営業利益                  |     | 186    |
| 営業外収益                 |     |        |
| 受取利息                  | 1   |        |
| 受取配当金                 | 28  |        |
| 持分法による投資利益            | 9   |        |
| 受取出向料                 | 6   |        |
| 受取保険金                 | 2   |        |
| その他の                  | 31  | 80     |
| 営業外費用                 |     |        |
| 支払利息                  | 37  |        |
| 控除対象外消費税等             | 16  |        |
| その他の                  | 2   | 56     |
| 経常利益                  |     | 209    |
| 特別利益                  |     |        |
| 摩耶倉庫固定資産売却益           | 269 |        |
| H K L まや固定資産売却益       | 28  | 298    |
| 特別損失                  |     |        |
| S D L M A Y A 固定資産売却損 | 23  |        |
| 特別修繕費                 | 103 | 126    |
| 税金等調整前当期純利益           |     | 381    |
| 法人税、住民税及び事業税          | 65  |        |
| 法人税等調整額               | △8  | 56     |
| 当期純利益                 |     | 324    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益       |     | —      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       |     | 324    |

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                               | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 2020年4月1日期首残高                 | 612     | 33        | 1,788     | △118    | 2,315       |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |           |         |             |
| 剰余金の配当                        |         |           | △58       |         | △58         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |           | 324       |         | 324         |
| 自己株式の取得                       |         |           |           |         |             |
| 株主資本以外の項目の連結会<br>計年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | －         | 265       | －       | 265         |
| 2021年3月31日期末残高                | 612     | 33        | 2,053     | △118    | 2,580       |

|                               | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |             |                   | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|-------------|-------------------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 繰延ヘッジ<br>損益 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |
| 2020年4月1日期首残高                 | 237                   | △16         | 220               | 2,535     |
| 連結会計年度中の変動額                   |                       |             |                   |           |
| 剰余金の配当                        |                       |             |                   | △58       |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                       |             |                   | 324       |
| 自己株式の取得                       |                       |             |                   |           |
| 株主資本以外の項目の連結会<br>計年度中の変動額(純額) | 280                   | △0          | 279               | 279       |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 280                   | △0          | 279               | 545       |
| 2021年3月31日期末残高                | 518                   | △17         | 500               | 3,081     |

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目        | 金 額     | 科 目          | 金 額    |
|------------|---------|--------------|--------|
| 資 産 の 部    |         | 負 債 の 部      |        |
| 流動資産       | 3,753   | 流動負債         | 4,365  |
| 現金及び預金     | 1,995   | 支払手形         | 175    |
| 受取手形       | 40      | 買掛金          | 938    |
| 売掛金        | 1,521   | 短期借入金        | 2,833  |
| 短期貸付金      | 8       | リース負債        | 32     |
| 貯蔵品        | 33      | 未払金          | 127    |
| 前払費用       | 49      | 未払法人税等       | 32     |
| その他の金      | 103     | 未払消費税等       | 137    |
| 貸倒引当金      | △0      | 預り金          | 85     |
| 固定資産       | 7,631   | 賞与引当金        | 3      |
| (有形固定資産)   | (6,207) | 固定負債         | 4,151  |
| 建物・建物付属設備  | 3,409   | 長期借入金        | 3,577  |
| 構築物        | 289     | リース負債        | 47     |
| 機械及び装置     | 33      | 繰延税金負債       | 35     |
| 船舶         | 806     | 退職給付引当金      | 453    |
| 車輜運搬具      | 21      | 未払役員退職慰労金    | 11     |
| 器具・備品      | 26      | 船舶修繕引当金      | 0      |
| 土地         | 1,526   | デリバティブ債務     | 25     |
| リース資産      | 93      | 負債合計         | 8,517  |
| (無形固定資産)   | (37)    | 純資産の部        |        |
| 借地権        | 4       | 株主資本         | 2,367  |
| 電話加入権      | 9       | 資本金          | 612    |
| 施設利用権      | 0       | 資本剰余金        | 33     |
| リース資産      | 7       | 資本準備金        | 33     |
| ソフトウェア     | 15      | 利益剰余金        | 1,833  |
| (投資その他の資産) | (1,387) | 利益準備金        | 153    |
| 投資有価証券     | 1,172   | その他利益剰余金     | 1,680  |
| 関係会社株      | 23      | 別途積立金        | 600    |
| 長期貸付金      | 203     | 繰越利益剰余金      | 1,080  |
| 長期保証金      | 55      | 自己株式         | △111   |
| その他の金      | 47      | 評価・換算差額等     | 500    |
| 貸倒引当金      | △115    | その他有価証券評価差額金 | 517    |
| 資産合計       | 11,385  | 繰延ヘッジ損益      | △17    |
|            |         | 純資産合計        | 2,867  |
|            |         | 負債及び純資産合計    | 11,385 |

# 損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から)  
(2021年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                   |     | 12,942 |
| 売 上 原 価                 |     | 10,996 |
| 売 上 総 利 益               |     | 1,945  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     | 1,766  |
| 営 業 利 益                 |     | 179    |
| 営 業 外 収 益               |     |        |
| 受 取 利 息                 | 9   |        |
| 受 取 配 当 金               | 29  |        |
| 受 取 出 向 料               | 6   |        |
| 受 取 保 険 金               | 2   |        |
| そ の 他                   | 31  | 80     |
| 営 業 外 費 用               |     |        |
| 支 払 利 息                 | 37  |        |
| 控 除 対 象 外 消 費 税 等       | 16  |        |
| そ の 他                   | 2   | 56     |
| 経 常 利 益                 |     | 202    |
| 特 別 利 益                 |     |        |
| 摩 耶 倉 庫 固 定 資 産 売 却 益   | 269 |        |
| H K L ま や 固 定 資 産 売 却 益 | 28  | 298    |
| 特 別 損 失                 |     |        |
| 特 別 修 繕 費               | 103 |        |
| 関 係 会 社 貸 倒 損 失         | 230 | 333    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |     | 167    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 65  |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △8  | 57     |
| 当 期 純 利 益               |     | 110    |

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |       |           |       |          |                      |      |             |              |
|-----------------------------|---------|-------|-----------|-------|----------|----------------------|------|-------------|--------------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利 益 剰 余 金 |       |          |                      | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |              |
|                             |         |       | 資本準備金     | 利益準備金 | その他利益剰余金 |                      |      |             | 利益剰余金<br>合 計 |
|                             |         |       |           |       | 別<br>積 立 | 途 金<br>繰越利益<br>剰 余 金 |      |             |              |
| 2020年4月1日期首残高               | 612     | 33    | 153       | 600   | 1,028    | 1,781                | △111 | 2,315       |              |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額           |         |       |           |       |          |                      |      |             |              |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |       |           |       | △58      | △58                  |      | △58         |              |
| 当 期 純 利 益                   |         |       |           |       | 110      | 110                  |      | 110         |              |
| 自 己 株 式 の 取 得               |         |       |           |       |          |                      |      |             |              |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |       |           |       |          |                      |      |             |              |
| 事業年度中の変動額合計                 | －       | －     | －         | －     | 51       | 51                   | －    | 51          |              |
| 2021年3月31日期末残高              | 612     | 33    | 153       | 600   | 1,080    | 1,833                | △111 | 2,367       |              |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |               |                        | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|----------------------------|---------------|------------------------|-----------|
|                             | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 2020年4月1日期首残高               | 237                        | △16           | 221                    | 2,536     |
| 事業年度中の変動額                   |                            |               |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                            |               |                        | △58       |
| 当 期 純 利 益                   |                            |               |                        | 110       |
| 自 己 株 式 の 取 得               |                            |               |                        |           |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 280                        | △0            | 279                    | 279       |
| 事業年度中の変動額合計                 | 280                        | △0            | 279                    | 331       |
| 2021年3月31日期末残高              | 517                        | △17           | 500                    | 2,867     |

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |         |   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|---|
| 独立監査人の監査報告書                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |         |   |
| 2021年5月11日                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |       |         |   |
| 兵 機 海 運 株 式 会 社                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |         |   |
| 取 締 役 会 御 中                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |         |   |
| あ け ぼ の 監 査 法 人<br>大阪府大阪市                                                                                                                                                                                                                                                                                            |       |         |   |
| 指 定 社 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 公認会計士 | 岩 子 洋 介 | Ⓔ |
| 業 務 執 行 社 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |         |   |
| 指 定 社 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 公認会計士 | 東 本 浩 史 | Ⓔ |
| 業 務 執 行 社 員                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |       |         |   |
| 監査意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |       |         |   |
| 当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兵機海運株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。                                                                                                                                                                                         |       |         |   |
| 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、兵機海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。                                                                                                                                                                                      |       |         |   |
| 監査意見の根拠                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |       |         |   |
| 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。                                                                                                    |       |         |   |
| 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任                                                                                                                                                                                                                                                                                            |       |         |   |
| 経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。                                                                                                                                                                          |       |         |   |
| 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。                                                                                                                                                                                  |       |         |   |
| 監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |         |   |
| 連結計算書類の監査における監査人の責任                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |         |   |
| 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。                                                                                                              |       |         |   |
| 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。                                                                                                                                                                                                                                     |       |         |   |
| ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。                                                                                                                                                                                                 |       |         |   |
| ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。                                                                                                                                                                                                               |       |         |   |
| ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。                                                                                                                                                                                                                                             |       |         |   |
| ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。 |       |         |   |
| ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。                                                                                                                                                                                |       |         |   |
| ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。                                                                                                                                                                                                |       |         |   |
| 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。                                                                                                                                                                                                                |       |         |   |
| 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。                                                                                                                                                                                       |       |         |   |
| 利害関係                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |       |         |   |
| 会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。                                                                                                                                                                                                                                                               |       |         |   |
| 以 上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |         |   |

# 計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

兵 機 海 運 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中

あ け ぼ の 監 査 法 人  
大阪府大阪市

|             |       |         |   |
|-------------|-------|---------|---|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 岩 子 洋 介 | Ⓔ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |   |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 東 本 浩 史 | Ⓔ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |         |   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兵機海運株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

兵機海運株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 松 本 利 晴 ㊟

監査等委員(社外取締役) 五 島 大 亮 ㊟

監査等委員(社外取締役) 濱 田 在 人 ㊟

(注) 監査等委員五島大亮及び濱田在人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

<MEMO>

# 株主総会会場ご案内図



会 場

神戸市中央区下山手通  
四丁目16番3号  
**兵庫県民会館 10階**



交 通

市営地下鉄 西神・山手線  
**「県庁前駅」** 下車すぐ

JR西日本 **「元町駅」** ・  
阪 神 **「元町駅」**

下車 徒歩 約**10分**



兵機海運株式会社

<http://www.hyoki.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。